

堺市金岡公園プール・大浜公園プール業務仕様書(案)

堺市金岡公園プール・大浜公園プールの指定管理者が行う業務内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、堺市金岡公園プール・大浜公園プールの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

2-1. 施設の概要(金岡公園プール)

- (1) 施設の名称 堺市金岡公園プール(以下「金岡プール」という。)
- (2) 設置年月 昭和 35 年 7 月
- (3) 設置場所 堺市北区長曾根町 1179-18 金岡公園内
- (4) 施設規模 敷地面積 14,000 m²
- (5) 施設内容 別添 金岡公園プール施設配置図参照

ア	50mプール	長さ 50m	幅 21.7m	水深	1.5m~1.7m	1,085 m ²
イ	25mプール	長さ 25m	幅 15.0m	水深	1.1m~1.3m	375 m ²
ウ	50m変形プール	不整形		水深	0.95m~1.20m	1,000 m ²
エ	25m変形プール	不整形		水深	0.15m~0.95m	765 m ²
オ	幼児用プール	不整形		水深	0.35m~0.55m	361 m ²
カ	管理棟等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室兼介護室 12 m² ・ 指定管理者事務室 27 m² ・ 監視員控室 27 m² ・ 更衣室棟 417.02 m² (売札所・トイレ含む) ・ 障害者(児)用更衣室 10.5 m²・売店 152 m² ・ プール屋外トイレ 2 箇所 55.1 m² (障害者(児)用トイレ含む) 				
キ	機械室等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械室 78 m² ろ過装置 7 基 滅菌タンク 1 基 				

2-2. 施設の概要(大浜公園プール)

- (1) 施設の名称 堺市大浜公園プール(以下「大浜プール」という。)
- (2) 設置年月 昭和 31 年 6 月
- (3) 設置場所 堺市堺区大浜北町 4 丁 3-50 大浜公園内
- (4) 施設規模 敷地面積 6,100 m²
- (5) 施設内容 別添 大浜公園プール施設配置図参照

ア	下 25mプール	長さ 25m	幅 13m	水深	1.1m~1.2m	325 m ²
イ	上 25mプール	長さ 25m	幅 15m	水深	1.0m~1.1m	375 m ²
ウ	変形プール	不整形		水深	0.95m~1.20m	260 m ²
エ	幼児用プール	不整形		水深	0.4m~0.6m	140 m ²
オ	管理棟等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室 17.6 m² ・ 更衣室 252.8 m² (トイレ、洗面コーナー、シャワー室、多目的更衣室、多目的トイレ、多目的シャワー室を含む) ・ 監視員控室 84 m² ・ 介護室 10.8 m² 				

- ・ 売札所 1.5 m²
- ・ 売店 18 m²
- ・ プール屋外トイレ 1か所 13 m²
- カ 機械室等
 - ・ 機械室 26 m²、ろ過装置 2 基

3. 開場時間及び休日

開場時間及び休日は、堺市公園条例第32条第1項第2号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、変更しようとする際にも指定管理者が市長の承認を得て行うものとする。

4. プールの運営に関する業務

(1) 受付業務

ア 業務内容

- (ア) プール入口及び団体入口の入場者整理
- (イ) 券売機、両替機の故障時の対応
- (ウ) ベビーカーや大型浮き輪、傘等ロッカーに入らないものの一時預かり
- (エ) 不正入場者の排除
- (オ) 拾得物等の対応
- (カ) 電話対応、放送等の事務
- (キ) 来場者の自転車及び単車の整理

(2) 利用料金の收受、減額免除事務

- ア 金岡プール・大浜プールの利用料金は、指定管理者の収入とする。
- イ 利用料金の額は、堺市公園条例第31条の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めること。
- ウ 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準により行うこと。なお、減免にあたっては差別的な取扱いがないようにすること。
- エ 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。
- オ 指定管理者は、堺市公園条例第26条に基づき公園の使用許可を行い、条例の定める金額の範囲内で利用料金を指定管理者の収入とする。但し、都市公園法第5条に基づく公園施設設置管理許可及び都市公園法第6条に基づく占用許可は市が行い、その使用料は市の収入とする。

(3) プール監視業務

ア 業務内容

- (ア) 遊泳者の監視
- (イ) 溺水者の救出
- (ウ) 傷病者の応急処置、看護
- (エ) 危険禁止行為の予防、発見と措置
- (オ) 暴力行為の予防及び盗難防止
- (カ) プール諸施設(シャワー、便所等)の清掃及び点検、フロア散水
- (キ) 休憩時のラジオ体操の指導、水面及び水中監視、プール諸施設の点検
- (ク) 非常事態発生時の入場者の避難誘導

(ケ) その他、遊泳者の安全とプールの円滑なる管理に必要なこと

イ 服装及び装備

(ア) 利用者へ不快な感じを与えない、かつスタッフとしてすぐに認識される身なりとすること。

(イ) プール監視に携わる者は無線機、メガホンや警笛等を携行すること。

ウ 監視員詰所

(ア) 業務に必要な従事者の詰所は、プール付帯施設の一部を提供する。

(イ) 同施設の使用は善良なる管理のもとに使用し本業務の目的以外には使用してはならない。また、本業務終了後は直ちに後片付け並びに清掃を実施し、原状復帰した後、市の確認を受けること。

エ 業務に要する器材等

(ア) 業務に要する器材については、貸与する備品類を除き、指定管理者の負担とする。

(イ) 指定管理者はプール施設内への業務に必要なもの以外は一切持ち込まないこと。

オ 配置ポスト数

➤ 金岡プール (※副管理責任者は、監視員としてポスト配置する。)

(A) (閑散期) 7月17日までの平日

(B) (標準期) (A)及び(C)以外の日

(C) (繁忙期) 7月・8月の土日祝及び8月1日から8月15日までの平日

配置者	(A)	(B)	(C)
管理責任者	1	1	1
副管理責任者(監視員ポストへ配置)	1	1	1
衛生管理者	1	1	1
救護員	1	1	1
受付	2	2	2
巡回員	1	2	3
監視員(50mプール)	2	4	5
監視員(25mプール)	2	3	3
監視員(50m変形プール)	2	3	4
監視員(25m変形プール)	1	3	4
監視員(幼児用プール)	1	2	2
交替要員(緊急時の対応)	3	5	6
合 計	17	27	32

注:夏場の暑い季節での集中力の必要なプールの監視は、交替要員(緊急時の対応)を配置すること。

なお、交替要員は監視員に求める同等の条件、経験を有すること。(連続監視1時間30分に対し、15分から30分の休息を与えることを基本とする。)

➤ 大浜プール (※副管理責任者は、監視員としてポスト配置する。)

(A) (閑散期) 7月17日までの平日

(B) (標準期) (A)及び(C)以外の日

(C) (繁忙期) 7月・8月の土日祝及び8月1日から8月15日までの平日

配 置 者	(A)	(B)	(C)
管理責任者	1	1	1
副管理責任者(監視員ポストへ配置)	1	1	1
衛生管理者	1	1	1
救護員	1	1	1
受付	2	2	2
巡回員	1	2	3
監視員(上25mプール)	1	3	5
監視員(下25mプール)	1	2	3
監視員(変形プール)	1	2	4
監視員(幼児用プール)	1	1	2
交替要員(緊急時の対応)	2	3	5
合 計	12	18	27

注:夏場の暑い季節での集中力の必要なプールの監視は、交替要員(緊急時の対応)を配置すること。なお、交替要員は監視員に求める同等の条件、経験を有すること。(連続監視1時間30分に対し、15分から30分の休息を与えることを基本とする。)

(ア) 業務責任者

- ① プール開場期間中のプール警備監視に関する業務、運営管理に関する業務、開場前のプール内水中清掃等の業務を統括する総責任者として、1名の業務責任者を配置すること。
- ② この任にあたる者は特に業務に精通した管理職相当の地位にある者を従事させること。
- ③ 業務責任者は、管理責任者、監視員を統括し、警備監視業務等の内容を従事者に熟知させ、指導するものとし、その他遊泳者の安全と秩序を維持し、本プールの円滑なる管理運営に必要なことを行う。

(イ) 管理責任者(業務責任者と兼務可能)

- ① プール開場期間中のプール警備監視に関する業務、運営管理に関する業務、開場前のプール内水中清掃等のすべての従業員を統括する者として、1名の管理責任者を配置すること。
- ② この任にあたる者は当該業務経験3年以上が望ましく、「プール安全管理者」、「水泳指導管理士」、「水上安全法救助員Ⅰ」、「プールライフガード」のいずれかの資格を有することとする。(資格証の写しを市へ提出すること)
- ③ 管理責任者は監視員等を統括し、警備監視業務等の内容をプール開場期間中の従事者に

熟知させ、指導するものとし、その他遊泳者の安全と秩序を維持し、本プールの円滑なる管理運営に必要なことを行う。

- ④ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。
- ⑤ プール閉場期間中は、プール事務所を閉鎖することは差し支えないが、利用者への電話連絡・問合せ先を確保すること。また、管理責任者又はその代理者がプール事務所まで1時間以内で来所できる体制を確保すること。

(ウ) 副管理責任者

管理責任者を補佐する者であり、管理責任者に求める同等の資格、経験を有すること。

(エ) 衛生管理者

- ① プールの衛生及び管理の実務を担当し、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生を維持管理する者として、1施設に1名の衛生管理者を配置すること。
- ② この任にあたる者は「プール衛生管理者」資格を有することとする。資格証の写しを市へ提出すること。
- ③ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。

(オ) 監視員

- ① プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行い、事故発生の実態等を直ちに業務責任者又は管理責任者に報告すること。
- ② 監視業務従事者は年齢18歳以上かつ50m以上の泳力を有するものとする。

(カ) 救護員

- ① 傷病者の応急救護を行う者として、1施設に1名配置する。
- ② この任にあたる者は「水上安全法救助員Ⅰ」、「救急法救急員」、「上級救命講習」のいずれかの資格を有するものとする。資格証の写しを市へ提出すること。
- ③ プール開場期間中においては、プール施設内に常駐すること。

(キ) 巡回員

- ① プールサイドや更衣室等、施設内を巡回するとともに、清掃活動を適宜行い、安心・安全の向上と利用者サービスの向上に努め、作業内容は下記のとおりとする。
 - a プールサイドや更衣室等での危険禁止行為の予防、発見と処置
 - b プールサイドや更衣室等での暴力行為の予防及び盗難防止
 - c プール諸施設(トイレ、更衣室、シャワー等)の清掃及び点検、フロア散水
 - d 拾得物等の対応、利用者への場内説明と案内
 - e 休憩時のラジオ体操の指導、プール諸施設の点検
 - f 非常事態発生時の入場者の避難誘導
 - g その他入場者の安全とプールの円滑なる管理に必要なこと

(ク) 上記(ア)から(キ)の配置者の資格等について

配置者に資格を求めている場合において、求めている資格以外の資格等であっても市との協議によりその知識、技術等を満たすものと認められる場合は、その資格等を有する者を配置することも可能とする。

また、上記の配置者において、資格証の写しの提出を求めているものについては、それぞれの資格等が確認できる書類を提出すること。

(4) 応急処置及び救急看護業務

- ア プール施設内で傷病者が発生した場合には、速やかに応急救護にあたること。
- イ 発生事象によっては、速やかに所管消防署への救急要請を行い、救急隊到着までの間、応急処置を行い続けること。
- ウ 薬剤等の確認を行い、不足なもの、必要なものについては指定管理者の負担で補充すること。
- エ 瑕疵の有無に関わらず、看護・応急処置等行った全ての場合において、事故報告書を指定の様式で提出すること。

5. プールの維持管理等に関する業務

(1) ろ過装置運転、保守管理業務

ア 作業方法

- (ア) ろ過装置がプール水を正常にろ過、浄化するよう運転操作、点検、調整すること。
- (イ) ろ過装置が正常に稼働するよう電気系統及び機械系統の装置の点検を行うこと。
- (ウ) 大浜プールのみ、珪藻土を用いたろ過装置であるので、プール水を適正にろ過するためのろ過洗浄運転後は、珪藻土の新規投入を必ず行い、プール水が法令基準の範囲内の清浄度を保つよう、管理すること。
- (エ) 各プール水位測定並びに水量調整すること。
- (オ) 電気、機械設備運転操作中は特にポンプ、モーター等の異常音と圧力計の指示に注意を配ること。
- (カ) 機械設備の整備に必要な消耗品を備え、常に機械運転に支障のないように留意すること。
- (キ) 機械室及び作業員控え室は衛生管理に努め、火気取り扱いについて十分留意すること。
- (ク) ろ過装置の良好な運転を維持、保全するため業務開始までに始業点検及び試運転整備を行い、また業務終了後保守点検整備を行うこと。

(2) 施設内消毒業務

(厚生労働省健康局長・薬事局長通達 健発第 855 号、医薬発第 909 号参照)

ア 作業方法

- (ア) 作業従事者は身体保護のため防塵眼鏡、前掛、ヘルメット等を着用すること。また、薬剤の使用方法を熟読のうえ、規定内の希釈で散布すること。
- (イ) 作業中の安全対策として、バリカー等で人が立ち入らないよう安全対策を行うとともに散布不要な場所があれば防止措置を行うこと。
- (ウ) 薬剤を散布するに当たり、移動可能な障害物があればその物を移動し、散布を行うこと。散布後は元の位置に戻すこと。

- (エ) 薬剤は、害虫用と殺菌用の2種を使用すること。
- (オ) 化学反応の恐れがある場合は、作業時間を変更すること。(場合により翌日散布を行うこと。)
- (カ) 薬剤散布の量は均等に散布する。ただし、現場状況により市の指示に従うこと。

イ 対象

- (ア) 事務所
- (イ) 更衣室
- (ウ) トイレ
- (エ) 売店
- (オ) その他必要と認められる箇所

ウ 使用薬剤

- (ア) 使用する薬剤等は、薬事法上の承認を受けた医薬品及び医薬部外品であり、効果が持続するものを使用すること。
- (イ) 具体的な薬剤等については市と協議のうえ決定すること。

エ 安全管理

- (ア) 機械器具等は日常点検を行い薬剤等危険物の保管は厳重に行うこと。
- (イ) 薬剤を散布する際、出入口等の数か所に「薬剤散布中」の張り紙を行うこと。
散布に伴い火災警報機等の誤作動の恐れがある場合は、事前に市及び関係機関に連絡を行うこと。作業に起因する損傷及び事故等については指定管理者の責において発生時から修復完了まで全ての事項について誠意をもって解決すること。

(3) 水質保全業務

ア 作業方法

- (ア) 毎日、プール開場前に水中クリーナー等を使用し、プール内(水面、水中、水底)の異物、ゴミ等を除去し遊泳者の安全確保と不快感を与えないように、プール開場までに作業を終了するものとする。
- (イ) プール水の遊離残留塩素の測定及びPH値、水温、気温の測定を行い、法令に定める基準で保持する。又、測定は1時間ごとに各プール面对角線上(中央も含む。)3か所で行うこと(別添水質保全及び水質検査箇所図参照)。また、前記の報告書を翌日に提出すること。
- (ウ) 滅菌装置の適正な運転及び滅菌用次亜塩素酸ソーダ液、ハイクロン錠剤の注入と点検、注入量の記録を行うこと。また、前記の報告書を翌日に提出すること。
- (エ) 過度の薬品注入による遊泳者への影響が生じないよう調整すること。
- (オ) 水温が高い場合、新たに水道水を注水し水温下降を図る対策を行なうこと。
- (カ) 巡回時にはプール内の沈積物及び浮遊物の除去を行うこと。
- (キ) 薬品の管理は、安全かつ適正に行うこと。
- (ク) その他、水質管理・水質検査について所管保健所の指示に従うこと。

(4) 水質検査業務

ア 検査項目

- (ア) 水質検査A
PH値、残留塩素測定、過マンガン酸カリウム消費量、濁度、大腸菌群、一般細菌数
- (イ) 水質検査B

PH 値、残留塩素測定、過マンガン酸カリウム消費量、濁度、大腸菌群、一般細菌数、
総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、プロモホルム)

イ 頻度

水質検査 A、水質検査 B ともにプール開場期間中月1回以上

ウ 対象

(ア)水質検査 A … 各2か所

金岡プール:50m プール、50m変形プール、25m変形プール、25m プール、幼児用プール

大浜プール:下 25mプール、上 25mプール、変形プール、幼児用プール

(イ)水質検査 B … 各1か所

金岡プール:50m プール、50m変形プール、25m変形プール、25m プール、幼児用プール

大浜プール:下 25mプール、上 25mプール、変形プール、幼児用プール

上記、水質検査の報告書の写しを市へ 15 日以内に提出すること。

(5) 清掃・除草・剪定等業務

ア 業務内容

(ア) プールフロアの清掃、除草・抑制剤散布(別添 施設配置図参照)

(イ) プール内及びプール壁面清掃(別添 施設配置図参照)

(ウ) トイレ清掃、更衣室清掃^{※1}

(エ) 備品清掃、設営、収納

(オ) 施設内及び駐輪場の機械除草(別添 植栽平面図参照)

(カ) 樹木剪定(別添 植栽平面図参照)

(キ) プール内施設の点検及び修理:トイレ、水道設備(散水栓、目洗い場、シャワー等)、ロッカー、
各プール防水シート

(ク) セアカゴケグモ等危険害虫及び樹木害虫駆除

イ 作業頻度

開場前 1 回以上、開場中適宜

※1 トイレ清掃、更衣室清掃について

清潔を第一として、毎日清掃を行うだけでなく、プール営業時間中は適宜、巡回し清潔さが保たれているか点検確認すること。また、ゴミ、汚れ等を視認したときは、直ちに清掃を行うこと。

(6) 売店及び自動販売機運營業務

ア 作業方法

(ア) 販売品目については事前に協議し、また価格については市価に対し適正なものとし、店頭に明記すること。

(イ) 常に清潔にし、売店、自動販売機付近を適宜清掃すること。

(ウ) 自動販売機には、転倒防止措置を講ずるとともに、利用者の安全確保のため、毎日点検し、異常があった場合は、撤去する等利用者の安全確保を重視して適切かつ迅速に対応すること。

イ 留意事項

(ア) 業務に起因して生じた事故、苦情等は指定管理者の責任で解決すること。

(イ) 食品の衛生管理について、食品衛生講習会を受講し、必要に応じて保健所より飲食営業の許

可を得ること。

(ウ) 市に「施設及び備品等原状変更申請書」を提出し、承認を受けること。

(7) 苦情・要望対応

利用者からの苦情・要望に対しては、市と協議を行って迅速かつ適切に対応すること。対応した内容については、速やかに市に報告するとともに、管理運営業務に活かすこと。

また、指定管理者の管理運営業務以外に関する苦情・要望については、適切に関係部署に連絡または引継ぎを行うこと。

(8) ホームページの作成等広報活動

ア ホームページの作成

ホームページを開設し、施設の案内や催し等の最新情報の発信を行うとともにデータ更新を随時行うこと。

イ 問合せ対応

電話・メール等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。

(9) 防犯、防災業務

ア 監視、警戒

(ア) プール出入者に対する監視並びに出入業者に対する対応、監督指示を行うこと。

(イ) 盗難、危険物の持ち込み、その他プール内の秩序を乱す恐れのあること等に対する警戒並びに防止を行うこと。

イ 防止、対策

(ア) ガス栓等、出火の恐れのある箇所や消防器具の点検並びにその他必要な災害防止を行うこと。

(イ) 防火管理者を各施設に1名配置し、その者の氏名を市に報告すること。

(ウ) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、業務従事者に指導を行うとともに、市に報告しマニュアルを提出すること。

ウ 巡視

(ア) プール内門扉、シャッター等の開閉、施錠点検、消灯の確認を行うこと。

(イ) 漏水の有無の確認を行うこと。

(ウ) 建物、付属設備の器具、備品等の損傷の確認を行うこと。

(エ) その他施設内の巡視を行うこと。

(10) 研修

ア 業務従事者に必要な研修を行い、その資質の向上に努めること。

イ 個人情報保護の体制を取り、職員に周知徹底を図ること。

ウ プール営業開始日までに、業務従事者を対象に所管消防署の指導による下記の訓練を実施すること。

(ア) 水難救助訓練

プール従事者全員を対象に水難救助訓練の指導を受けること。

(イ) 火災訓練

全員が参加する火災訓練を実施すること。

エ プール開場期間中は、救急救護に関する研修を月2回以上実施すること。

オ 研修を行った際は、実施日の日報にその旨記載し、研修報告書(実施状況写真添付)を指定の様式で提出すること。また、その提出の際には研修で使用したテキスト等の資料も併せて提出すること。

(11) 非常事態及び事故発生時の対応

ア 事前に非常事態発生時における連絡通報体制表を作成すること。

イ 非常事態発生時の際は迅速かつ的確に事態を確認し、利用者の避難誘導等、臨機応変の処置を講じるとともに業務責任者は速やかに市に連絡通報すること。

(12) 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に出席すること。また、大浜公園事務所と連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

(13) 備え付けの備品と物品の購入等について

施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行うこと。また、破損、不具合が発生したときは、速やかに市に報告を行うこと。

ア 現に備えている備品類は指定管理期間内において指定管理者にこれらを貸与する。

(備品一覧参照)但し、これらの管理や修繕に係る経費は、指定管理者の負担とする。

イ 市の所有に属する物品等については、堺市財産規則その他の規則に基づいて管理するものとする。

ウ 市が貸与する備品を故意または過失によって毀損滅失した場合は、速やかに市へ報告すること。

エ 消耗品は、施設の運営に支障をきたさないよう、適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。

(14) 施設及び備品の原状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議(申請書様式あり)の後、市長が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。また、指定期間終了に際しては、設備等を原状回復し、市に返還するものとする。原状回復費用については指定管理者の負担とする。

(15) その他

ア 指定管理者が行う業務で発生したゴミは、分別して指定管理者の責任において適正に処分すること。

イ 業務に伴う光熱水費は、指定管理者が負担すること(売店、自動販売機に係る光熱費含む)。なお、金岡プールのみ月末毎に電力、水道メーターの検針・記録を行い、市へ報告すること。

ウ 合成洗剤の使用は禁止とする。

エ オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策の実施

堺市オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策実施細目(別紙)に基づき、市民に対する緊急時の発令等を行うこと。

次のとおりの色による表示旗を掲出すること。

- ①予報 緑色
- ②注意報 黄色
- ③警報 だいたい色
- ④重大緊急警報 えんじ色

オ 微小粒子状物質(PM_{2.5})注意喚起時の対応について

PM_{2.5}注意喚起が行われた際には、市の指示に従うこと。

(16) 指定期間終了にあたっての引き継ぎ業務

指定管理者は次期管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、業務及び利用者情報等を引継ぎ、利用者が不利益を被ることのないようにすること。特に、指定管理期間終了後のプール再開に支障がないように協力すること。

6. 堺市中学校体育連盟への協力(金岡プール)

(1) 堺市中学校体育連盟主催の水泳競技会

ア 協力の内容

プールの水質維持管理業務など、水泳競技会開催に必要な業務を行い、水泳競技会が円滑に進行するよう協力する。

なお、開催にあたっては、堺市公園条例第 26 条に基づく公園使用許可を行うこと。

イ 開催日程

例年、9月の第1週目に開催される。

(詳細な日程については指定管理者と堺市中学校体育連盟との協議によって決定される)

7. 賠償責任保険について

施設賠償責任保険に加入すること。

(1) てん補限度額

ア 対人賠償

被害者 1 名当たりのてん補限度額 5 千万円以上

1 事故全体のてん補限度額 2 億円以上

イ 対物補償

1 事故全体のてん補限度額 5 百万円以上

(2) 被保険者名

市及び指定管理者

(3) 保険期間

指定管理全期間

(指定管理期間開始年度の 4 月 1 日 0:00～指定管理期間終了年度の 3 月 31 日 24:00 まで)

(4) 保険加入の確認

各年度開始前までに保険契約を締結し、その証券の写しを提出すること。

8. 報告書、検査について

(1) 報告書の提出

- ア プール営業期間終了後、30日以内に市に中間報告書を提出すること。
- イ 年度終了後、30日以内に市に事業報告書を提出すること。
- ウ 月例報告を翌月の15日までに市に提出すること。
- エ 開場期間中は、業務日報、安全管理日報、水質管理日報、監視員配置日報を提出すること。
※収支については、金岡プールと大浜プールの施設ごとに分けること。

(2) 立入検査について

市は、必要に応じて施設管理、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9. 自主事業（任意）

指定管理者は、上記事業のほか施設の利用促進、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができます。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属します。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとします。施設の管理運営に関する管理運営業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業についても月例報告書で報告してください。

10. 一般的な注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人や特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営にかかる規則等を策定する場合は、市と協議すること。
- (3) 各種規定がない場合には、市の諸規定に準じて、あるいはその理念に基づき業務を実施すること。
- (4) 市が主催・協賛・後援・その他の形態で当該施設を使用する場合は協力すること。

11. 協議

- (1) 指定管理者は、この仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。
- (2) 指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。

12. 市として求める目標・水準等

区分	項目	目標・水準等
①適正な管理運営の確保に関する目標	利用者の安全確保	指定管理者の管理瑕疵に係る事故発生件数0件
②利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者アンケート調査における施設運営に関する満足度の「水質、快適性、スタッフ、売店」の項目	満足度「満足」「やや満足」の合計90%以上
③収支に関する目標	利用料金収入額 (プール・ロッカー利用料金)	利用料金収入目標額 (13,000千円以上/年)